（略）	
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	
第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置	
（略）	
（略）	（略）
（略）	８以上
第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	
第二条第四十五号の自動運行装置	

（略）	
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	
第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置	
（略）	
（略）	（略）
（略）	８以上
第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第三条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。